

緊急事態宣言下における本市の対応について（案）

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

標記については、政府による緊急事態宣言の全都道府県への拡大及び神奈川県「特定警戒都道府県」への指定に伴い、緊急事態宣言の当初対象期間である5月6日までの間、本市行政運営方針及び川崎市業務継続計画（BCP）の発動を行ったところですが、現時点ではこれらの対象期間の延長または終了について、国及び県からの方針が示されていない状況にあります。

そこで、市民や庁内に対し、事前に連休明けの本市の行政運営等について周知し、混乱を回避する必要性を鑑み、上記対象期間の延長の有無に関わらず、本市行政運営方針及びBCPについては、5月10日（日）まで延長することとします。